

前回までの議論を踏まえた今後の検討のポイント（案）

1 低頻度、短時間作業、許容濃度等を上回る高濃度発散の扱い

- 個人サンプラーを用いた 8 時間測定の結果と短時間測定の結果(必要な場合のみ)の両方が問題ないレベルであれば、改善措置を要さない作業場として認めてよいのではないか。(資料 2-2 3 ページの a, b のケース)
- 一方、当該場所での作業が継続しているにもかかわらず、短時間で作業者を交代させて個人のばく露濃度を少なくすることにより評価を良好にしようとすることは、不適當ではないか。(資料 2-2 3 ページの c のケース)
 - **同じ作業が別の作業員により継続して行われる場合には、同等のばく露が継続するものとみなして 8 時間測定値を算出すべきではないか。**
 - 原則立入禁止となっている場所について、特定された者による特定の作業に限って一時的に立ち入り作業が行われているケースに限り、当該作業の間だけ測定して評価し、それ以外の時間は評価対象としないこととしてはどうか。
- 同じ作業でもばく露の回数が異なる場合など、SEG の設定と代表者の選び方が重要なポイントとなる。
- **このため、初めて個人サンプラーを用いた測定を行う場合、当該単位作業場で従事する全作業員を測定対象とするなどにより、適切な同一作業グループ（SEG）の設定、高濃度ばく露の見落としの防止を推奨してはどうか。**
- 上記により、労働者一人一人の測定結果が把握され教育的な効果も期待できる。

2 短時間測定のあり方

- 現行の作業環境測定に代えて個人サンプラーを用いた測定を行う場合、短時間高濃度発散作業に係る測定はどのようにあるべきか（別紙 1 へ）
- 現在の B 測定は、作業員に十分近づけない等によって、適切な測定ができない場合があるため、**作業環境測定の B 測定において個人サンプラーを使用することを可能としてどうか（B 測定のみ個人サンプラー測定に置き換え）。**

3 極めて低濃度で管理される物質に係る測定のあり方

- ベリリウム、インジウム等極めて低濃度で管理すべき物質については、現行の作業環境測定と個人サンプラーによる測定はどのようにあるべきか

4 評価基準と管理濃度との関係

- 個人サンプラー測定の評価基準は、管理濃度とは異なる定義と名称のものとして定めることが適当ではないか。「評価基準濃度(仮)」ではどうか。

5 サンプリング方法・分析方法

- 個人サンプラーによるサンプリング方法は、**固体捕集法とろ過捕集法に限ることとすべきか**(これにより、一部の物質は個人サンプラーを用いた測定を選択できなくなる)。
- 作業環境測定基準に定められた捕集方法及び分析方法について、技術の進歩等最新の知見を取り入れて見直すべきではないか。

6 評価区分

- 基本は現行の作業環境評価基準と同様の3区分でよいのではないか。
- 日本産業衛生学会ガイドラインで示された6区分について、ガイドラインで推奨することとしてはどうか。
- 評価後の措置についても6区分ごとに推奨すべき内容を示してはどうか。

7 測定結果の評価と設備改善の関係

- 設備・作業改善を行うことが望ましいが、設備改善が困難な高濃度作業場への短時間立ち入り作業で、8時間測定の結果が問題ないレベルである場合、設備・作業改善を行うことを要しないとしてよいか。
- ただし、短時間測定の結果について、問題がある場合には、当該短時間立ち入り時に保護具の着用を義務付けるとすべきか。
- 様々なケースについて、どのような考え方に基づいて呼吸用保護具の着用や設備・作業改善を義務付けるべきか(別紙2へ)。
- 個人サンプラー測定の結果を、適切な防護係数の呼吸用保護具を選択するための指標としてはどうか。
- 特別則で、設備対策が困難なため呼吸用保護具の着用を義務としている場合でも、作業環境測定の義務は一般の場合と同様にかかるため、その結果を環境改善に活かしていく。このような場合には、場の測定ではなく個人サンプラーによる測定を推奨し、適切な保護具の選択に役立てるという整理は可能か。

8 測定に必要な能力・知識

- サンプルング及び分析に知見のある作業環境測定士であっても、事前調査、SEG の選び方、デザイン、高濃度ばく露作業の推定など専門的知識が必要であるため、追加的な講習を必須としてはどうか。
- 現に、個人サンプラーを用いた測定を行える人材が十分ではないため、制度改正には十分な準備期間が必要ではないか。
- 測定を行う者が、測定結果に基づいて、設備・作業の改善や呼吸用保護具の着用などのリスク低減措置を提案するよう努めることとしてはどうか。

9 その他

- 測定時間のすべてについて作業観察を行うことを必須とせず、作業者による作業記録、ばく露のない時間の申告など、適切に記録することに係る責任の所在を明確化することとしてはどうか。
- 個人サンプラーを装着しての測定では、恣意的なサンプルングがより容易になるとの懸念があることから、測定中の作業者を管理する事業場の責任者の指定や測定士の作業観察による担保が必要ではないか。